東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備に係る災害対策活動の想定

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備について、整備後の拠点が有効に機能するためには、予め、拠点整備後における災害対策活動を想定し、それに則した整備を行っていくことが必要であることから、現行の南関東地域震災応急対策活動要領及び東海地震応対策活動要領をもとに、以下のとおり想定する。なお、実際の整備後の体制については、南関東地域震災応急対策活動要領の見直しのなかで改めて詳細な検討を行うことが必要。

1.政府の活動

(1)政府の活動の役割

政府は、関係都県及び被災市町村の活動の支援等を行うとともに、関係都県の区域 を越える広域的な災害応急対策活動を実施する。

(2)政府の活動体制

緊急災害対策本部の設置

大地震が発生した場合は、閣議により官邸内に緊急災害対策本部の設置を行う。 緊急災害対策本部は、大地震による被害の状況及び災害応急対策の実施状況を把握 し、防災関係機関に対し、災害応急対策の実施に関し総合調整を行う。

緊急災害現地対策本部の設置

大地震が発生した場合、現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整を迅速かつ的確に実施するため、被災地域を管轄区域とした、内閣府副大臣を長とする緊急災害現地対策本部を東京都有明の丘地区に設置する。現地対策本部が関係都県からの要請を一元的に把握し、必要な調整を行う。また、現地対策本部の管轄区域外における活動が必要となる要請事項については、速やかに緊急災害対策本部に送付し、迅速な対応を依頼する。関係都県と連携して災害応急対策の的確な実施を図るため、現地対策本部に関係都県の幹部の派遣を依頼する。

指定行政機関の活動体制

指定行政機関は、発災後速やかに、防災業務計画等で定めるところに従い必要な 体制をとり、通信体制の確保等、対策本部の設置及び運営に必要な事項に配慮する。

(3)情報共有

情報・広報活動の基本方針

広域的・総合的な応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な情報を緊 急災害対策本部に集約し、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関及び関係都 県においてこれを活用できる通信手段の整備及び情報収集・連絡体制を確立する。 緊急災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、及び関係都県が 当該災害状況等に関して共通認識を持つことによって調和のとれた効率的な応急対 策活動を期すとともに、緊急災害対策本部及び現地対策本部の行う応急対策活動に 係る総合調整の円滑化に資するため、緊急災害対策本部及び現地対策本部が連携し つつ情報の共有を図る。

诵信体制

情報活動を行うに当たって基本とする通信網は、中央防災無線網、消防防災用無線網及び地域衛星通信ネットワークとする。基本通信網が使用不能となった場合には、中央防災無線網の可搬型無線電話機、衛星地球局、災害応急復旧用無線電話機等又は非常通信協議会の構成員の保有する無線通信網の活用を図ることによって可能な限り通信の確保に努める。

緊急災害対策本部における情報の分析・整理、情報の共有

緊急災害対策本部は、情報の有効かつ適切な活用を図るため必要な範囲内において、同本部に通報された情報の分析・整理を行う。また、同本部に通報された共有情報及び本部会議において決定された事項等を指定行政機関、指定公共機関、関係都県に速やかに連絡する。

広報活動

社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、情報の公表、伝達とともに適時適切な広報を行う。

現地対策本部における情報共有・広報体制

現地対策本部の管轄区域における被災情報、防災対策の実施状況等に関する情報については、防災関係機関が現地対策本部に通報し、現地対策本部において情報をとりまとめる。防災関係機関は、現地対策本部に情報を通報すると同時に、関連する指定行政機関にも併せて情報を通報する。緊急災害対策本部は、現地対策本部のとりまとめた情報と現地対策本部の管轄区域外の情報を合わせてとりまとめる。緊急災害対策本部がとりまとめた情報は速やかに現地対策本部にも伝達し、互いがとりまとめた情報を共有する。

2.災害発生時の対処

(1)発災当初の活動体制

各指定行政機関は、法令、防災基本計画及び防災業務計画に基づき情報の収集に努め、緊急災害対策本部に通報するとともに、その後の事態に応じて情報内容の保管、更新を図る。緊急災害対策本部、現地対策本部は、関係都県等からの被害情報が報告されてきた場合、これらの情報をとりまとめる。

(2)救助・救急・医療活動及び消火活動

国としては、自らの所掌する活動を行うほか、効果的な救助・救急・医療活動及び

消火活動を行う。

関係都県に対する広域的応援

発災後、速やかに救護班等を派遣し、医薬品・血液等の調達を行うほか、非被災 都道府県に対し消防応援を要請する等、被災地方公共団体の行う被災地内における 救助・救急・医療活動及び消火活動を広域的観点から応援する。

広域後方医療活動の実施

被災地内で処置できない負傷者等の処置に万全を期すため、関係都県の区域外における広域的な後方医療活動を行うための必要な措置をとる。あわせて、広域後方医療活動を円滑に進めるために傷病者の搬送体制の確保のための必要な措置をとる。

(3)緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

大規模地震発生時における緊急輸送及び交通の確保は、人員、傷病者の輸送、緊急物資の供給等のため必要不可欠な活動であり、様々な災害応急対策の基礎となる極めて重要な活動である。国は、次の基本方針に基づいて効果的な交通の確保・緊急輸送活動を行うものとする。

交通の確保

広域的な交通の確保を行うため、被害の状況、復旧優先度等を考慮して障害物除 去、応急復旧、交通規制等を行う。

緊急輸送活動

大規模地震発生時には、短期間に大量の人員、傷病者及び物資を輸送する必要があることに加えて、限られた輸送手段を用いての効率的な輸送が要請されるので、 緊急度、重要度を考慮した輸送活動を行う。

(4)食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動

東海地震時における食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給及び物価安定に関する活動は、被災者の生活を維持するために必要不可欠な活動である。国は、次の基本方針に基づいて効果的な物資の調達、供給及び物価安定に関する活動を行うものとする。

調達体制の整備

広域的な物資の調達活動を迅速かつ円滑に実施するため、主要な物資を中心とした調達体制を整備する。

緊急度、重要度に応じた調達活動

物資の中でも特に生命の維持に不可欠なものから優先的な調達、供給を行うことに努める。

物資等の安定供給及び物価の安定

被災地における物資等の安定的な供給及び物価の安定を図るため、必要な措置を

講じる。

(5)応急収容活動及び帰宅困難者対策

大地震時における応急収容は、被災者の生活確保に必要不可欠であるとともに、その成否が被災者の精神的な安心、治安等に与える影響も大きいと考えられる。国は、次の基本方針に基づいて効果的な応急収容活動を行うものとする。

十分な避難所の確保

発災直後に大量の被災者に対して十分なスペースを提供することができるよう、 あらかじめ避難所を十分確保することとし、国は必要に応じ、地方公共団体の避難 所確保の促進を図る。

応急仮設住宅の確保

応急仮設住宅の速やかな建設が円滑に行われるよう必要な資機材の調達等を行う。

円滑な広域的避難収容

被災者の移動が円滑に行われるよう現地対策本部において広域的避難収容実施計画を作成し、その実施について必要な措置をとる。

社会的混乱の防止

被災地における社会的混乱の防止のために必要な措置を講じる。

災害時要援護者への配慮

被災者の収容に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮する。 特に高齢者、障害者の避難場所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、 高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。

(6) ライフライン施設の応急対策活動

上・下水道、工業用水道、電気、ガス及び通信施設の機能の確保は、他の応急対策活動に与える影響が大きいことに加えて、人心の安定や経済活動の復旧等にとっても極めて重要である。国は、このようなライフライン施設の重要性にかんがみ、効果的かつ重点的な機能の確保を図るため、ライフライン事業者に対して必要な支援を行うとともに、適宜指示を行う。

(7)保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

被災者の避難生活における衛生の確保や防疫活動、遺体の処理等は、感染症の発生等を予防し被災者の生活の質を確保し、精神的な安定を図るために重要である。国は、自らの所掌する活動を行うほか、次の基本方針に基づいて効果的な保健衛生、防疫活動、遺体の処理等を行う。

(8) 二次災害の防止活動

大地震発生後は、ある程度大きな余震が発生する可能性がある。また、平常時には 被害をもたらさない規模の余震や降雨であっても、緩んだ地盤の崩壊や損傷した構造 物・施設等の倒壊等を引き起こす可能性がある。このように人命等に危険を及ぼす二 次災害の発生を防止するための活動が重要である。国は、効果的な二次災害防止活動 を行うものとする。

迅速な注意喚起、点検、応急措置、避難誘導の実施

二次災害の発生を未然に防ぐために施設等の点検および応急措置、住民の避難誘導等を速やかに行うとともに、具体の対策が講じられるまでの間についても十分な注意喚起に努める。

津波、余震、降雨等の情報の的確な把握、伝達

二次災害の原因となる津波、余震、降雨等について速やかに情報を収集、伝達するとともに、その危険性について十分に周知する。

事前の対策準備

老朽施設等危険な施設、崖等の危険個所等の把握、対策要員、資機材等の確保について、あらかじめ地方公共団体および関係団体と申し合わせるとともに、平常時から二次災害の危険性とその対策について住民に周知することにより、自発的な二次災害防止活動を促進する。

(9) 自発的支援の受入れ

大地震が発生した場合には、国内・国外から多くの自発的支援が寄せられることが 予想される。特に、近年のNPO活動の活発化や東海地域における他の地域からの滞 在者、外国人等が多いことをかんがみれば、関係機関はこのような自発的支援に対す る受入れ体制を迅速にとることが必要である。国及び関係都県は、このような重要性 ・必要性にかんがみ、広域ボランティアセンターを設置するなどの適切な受け入れの ための措置を講じるものとする。

(10)幹線交通の復旧

交通ネットワークの復旧については、被災地の復旧活動の円滑な実施や経済活動にとってきわめて重要であり、早急に行う必要がある。特に、関東地方を貫く幹線交通は我が国の人流・物流の大動脈であり、被災地の復旧はもとより、我が国全体の社会経済にとって極めて重要であることから、これらの早期復旧を最優先の課題として、各機関が総力を挙げて措置する。

緊急災害現地対策本部と緊急災害対策本部との業務分担

事務分類	緊急災害現地対策本部 (以下、「現地本部」という)	緊急災害対策本部 (以下、「緊対本部」という)
総括	現地本部の指揮統括 会議設定、会議資料作成 幹部対応 現地視察対応	緊対本部の指揮統括 会議設定、会議資料作成 幹部対応 本部設置等手続き
情報	現地の情報の集約・整理 (必要に応じ自ら情報収集) 現地の情報の分配、処理状況の 把握 緊対本部等との通信確保	被災地域内外の情報の集約・整理 (被災地域内は現地本部情報) 被災地域内外の情報の分配、処理 状況の把握 現地本部等との通信確保
広報	記者発表資料作成 報道、記者対応 (日数が経つほどウエイト大)	記者発表資料作成報道、記者対応
救助	被害状況と部隊活動状況の把握 被災地内の部隊配置再配分 優先的に部隊派遣して欲しい地 域を緊対本部に連絡 道路被害等を踏まえた救助部隊 進出拠点の変更に関する調整	部隊派遣状況の把握 被災地域外からの部隊派遣に係る 調整・連絡
医療	被災地域内における広域医療搬送実施状況の把握 広域医療搬送及び救護班派遣に 関する要請を緊対本部に連絡	広域医療搬送に必要な医師等派遣体制、域外の受け入れ体制、航空搬送体制の把握 広域医療搬送実施にあたっての調整・連絡 救護班派遣要請への対応(被災地域外からの救護班の派遣依頼)
物資調達	物資調達に関する要請を緊対本 部に連絡	物資調達要請への対応(被災地域 外での物資調達の依頼)
緊急輸送ルート	被災地域における道路の被害状況、渋滞の状況の把握 被災地域内の緊急輸送ルート設 定に関する調整	被災地域内外の道路状況の把握
輸送活動	航空安全確保要領の域内周知	航空安全確保要領の決定、周知 広域的(被災地域内~外)な搬送 手段の確保に係る調整・連絡
都県からの要請への対応	要請の優先度を評価 他の都県からの要請はないか確 認 現地本部内で完結する内容かど うか検討し、外からの応援が必 要となる場合は、現地本部の意 見を添えて緊対本部に送付	現地本部を通じての要請に基づき、 必要な対応を決定 現地本部に決定内容を通知
庶務	生活環境、執務環境維持 現地本部の人員管理	同左(現地よりは課題が少ない) 緊対本部及び現地本部の人員管理 (交代要員派遣を含む)